

未利用口座管理手数料

項目・種類	手数料
未利用口座管理手数料	年間 1,320 円

実施日 令和3年10月1日

(金額には消費税および地方消費税相当額を含みます。)

※適用対象

令和3年10月1日以降に開設された普通貯金口座(総合口座を含む)および貯蓄貯金口座

※未利用口座となる口座

上記の適用対象のうち、お預け入れやお引出し(当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます)、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する口座は対象となりません。

- ・当該口座の貯金残高が10,000円以上ある場合
- ・当組合でお借入がある場合

※未利用口座に対する取扱い

1. 対象口座のお客さまには、当組合へお届けのご住所に、事前にご案内の文書をお送りします。
なお、送付した文書が到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. ご案内を差し上げて、一定期間(約3か月)を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。
3. 残高不足により、本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を本手数料として引落しさせていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。
4. お客様の口座残高を超えたご負担および口座解約後のお手続きはございません。
5. 本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

岡山市農業協同組合